



手続きの際はマイナンバーの記載が必要です

国保の加入・脱退・変更は必ず届け出を

退職・就職、転入・転出などによる国民健康保険（国保）の加入や脱退には届け出が必要です。異動があった翌日から14日以内に、窓口で手続きをしてください。

問い合わせは、保険年金課（☎027-321-1235）へ。

退職者は離脱証明書を

社会保険などの加入者が退職したり、社会保険の扶養家族でなくなったりしたなどの理由で国保へ加入する場合、社会保険離脱証明書の交付を会社などで受けてください。任意継続保険が切れて国保に加入する時も証明書が必要です。社会保険の保険証に資格喪失予定日が記載されていれば、証明書の代わりになります。

修学用保険証を持つ学生が卒業した時

市外の学校に入学するため、市外に住民票を異動し、本市の修学用国民健康保険証を使っている人は、卒業したら必ず届け出をしてください。

当初の卒業予定年月日を超えて在学する場合は再申請が必要です。卒業後に修学用保険証を使った場合、医療費を返還していただく場合があります。

●窓口 転入・転出＝市役所1階市民課、各支所市

民福祉課、各市民サービスセンター 退職・就職・卒業＝市役所1階保険年金課、各支所市民福祉課

届け出の種類と必要な物

	届け出が必要な時	必要な物	
加入	転入	転出証明書	マイナンバーと本人確認のできる物※
	退職または扶養でなくなった	社会保険離脱証明書(会社などで発行)	
	出産	母子健康手帳	
脱退	転出、死亡	国民健康保険証	
	就職または扶養になった	国民健康保険証、職場の健康保険証	
その他	市外に住所のある学生が卒業などで学生でなくなった	修学用国民健康保険証	
	住所、世帯主、氏名などの変更	国民健康保険証	
	修学で本市を出る時	国民健康保険証、在学証明書(学生証の写しでも可)	
	保険証の紛失	本人確認のできる物※	

同じ世帯の人以外(代理人)が行う場合は委任状が必要
※当日交付には運転免許証など写真付きの物が必要(代理人の場合は郵送交付)



転入・転出などの手続きができます

3月24日・31日・4月7日に日曜日窓口を開設

年度が変わる3月下旬～4月上旬は、転入や転出などの届け出が多くなります。市民課などの窓口の混雑を緩和し、市民の利便性を図るため、市は日曜日窓口を開設します。3月24日・31日・4月7日の日曜日に、下表のとおり業務を行います。開設する窓口は、本庁の市民課と保険年金課、各支所の市民福祉課です。群馬支所は税務課の窓口も開設します。業務時間は、各日とも午前8時30分～午後5時15分です。

問い合わせは、市民課（☎027-321-1232）か各支所市民福祉課へ。

群馬支所の窓口開設日を変更します

群馬支所では、通常土曜日の午前中に業務を行っていますが、日曜日窓口を開設するため、3月23日・30日・4月6日の土曜日は窓口業務を行いません。

来庁せずに郵送で転出の手続きができます

市外への転出手続きを郵送で受け付けています。申請は、市ホームページ（下記）から「転出証明書交付申請書」をダウンロードして記入し、必要書類を同封して、〒370-8501高崎市役所市民課住民記録担当へ。申請書は、市役所1階市民課と各支所市民福祉課でも配布しています。



●必要書類＝運転免許証など本人確認のできる物の写し、国民健康保険証・介護保険証・印鑑登録証の原本（持っている人のみ）、氏名と転出先の住所を書き84円切手を貼った返信用封筒

市役所本庁	各支所	取り扱い業務
市民課 (1階4～7番窓口)	市民福祉課	●転入・転出・転居届、印鑑登録の受け付け、外国人事務 ●住民票の写し・戸籍謄抄本の発行 ※広域交付は除く ●印鑑登録証明書の発行 ●戸籍に関する届の預かり ●マイナンバーカードに関すること
保険年金課 (1階8～10と15番窓口)	市民福祉課	●国民健康保険・福祉医療・後期高齢者医療・国民年金の届け出、申請の受け付け ●国民健康保険税に関すること

届け出の内容により、他の市町村などに確認が必要となる場合は、受け付けできないことがあります
駐車場の混雑緩和のため、公共交通機関を利用してください



振替口座の変更などは届け出てください

市税などの納付は納め忘れのない口座振替で

4月から、令和6年度の市税などの納税通知書を順次発送します。納付は、振込手数料が無料で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

申し込みは、通帳と通帳の届出印、納税通知書（固定資産税のみ。令和6年度の納税通知書が届く前に申し込む時は令和5年度のもの）を持って、市内の金融機関かゆうちょ銀行にある口座振替依頼書に記入して提出してください。申し込みを行った月の翌月末以降の納期分から口座振替を開始します。振替日など詳しくは、市ホームページで確認できます。

問い合わせは、納税課（☎027-321-1216）へ。

口座振替ができる税（料）

固定資産税、市県民税、国民健康保険税、軽自動車

車税（種別割）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、市営住宅使用料、保育料。給与や年金から天引きされている市県民税と介護保険料は、口座振替に切り替えることはできません。

廃止や変更は届け出を忘れずに

口座振替は廃止の申請がない限り継続されます。口座を解約したり、振替をやめたりする場合は、市役所2階35番窓口納税課か各支所税務課に申請してください。

婚姻や離婚、固定資産税の所有者変更があった時は、振替口座の変更が必要になる場合があります。振替口座の登録状況を確認し、金融機関の窓口で手続きをしてください。



「ぐるりん」と高崎アリーナシャトルバス

4月1日から運行時刻と本数を変更します

4月1日(月)から、市内循環バス「ぐるりん」と高崎アリーナシャトルバスの運行時刻と本数が変わります。改正について詳しくは、市ホームページで確認してください。各バス停留所には、順次掲載します。

問い合わせは、地域交通課（☎027-321-1231）へ。

●対象路線＝ぐるりん(都心循環線、少林山線、高経大線、大八木線、京ヶ島線、群馬の森線、倉賀野線、観音山線、岩鼻線、榛名線、倉淵線)、高崎アリーナシャトルバス
各路線の運行については、下表の各問い合わせ先に問い合わせてください。



市ホームページ

運行についての問い合わせ先

都心循環線・少林山線・高経大線・岩鼻線・榛名線・倉淵線	(株)群馬バス(☎027-371-8588)
大八木線	関越交通(株)(☎027-210-5566)
京ヶ島線・群馬の森線	群馬中央バス(株)(☎027-267-1331)
都心循環線・倉賀野線・観音山線・高崎アリーナシャトルバス	(株)上信観光バス(☎027-388-9250)